

無権代理の相手方の取消権 H02-05-4 《#306》

【問】 正誤をつけよ。

Aは、Bの代理人として、C所有の土地についてCと売買契約を締結したが、その際に掲げるような事情があった。BがAに代理権を与えていなかった場合は、Cは、そのことについて善意であり、かつ、Bの追認がないとき、当該売買契約を取り消すことができる。

《ポイント1》 無権代理の相手方の取消権

代理権を有しない者がした契約は、**本人が追認をしない間は、相手方が取り消すことができる。**ただし、契約の時に**代理権を有しないことを相手方が知っていたときは、この限りでない。**(民法 115 条)

《ポイント2》 無権代理行為の追認

追認は、別段の意思表示がないときは、**契約の時にさかのぼってその効力を生ずる。**(民法 116 条本文)

【答え】 正しい